

## 公共用地の境界明示を申請される方へ

申請から確定まで、下記の事項にご注意ください。

### 1. 原則

- (1) 本市の境界明示は、両側明示（幅員の両側に朱線をいれる）が原則です。  
ただし、開発道路等の場合、片側明示が可能な場合もありますので、担当者にご相談下さい。
- (2) 法務局備え付けの旧土地台帳付属地図（公図）と現地が明らかに相違している場合は地図訂正が前提となります。

### 2. 申請について

- (1) 申請に必要な書類は、申請書の末尾に記載しております。
- (2) 共有名義の申請地については、共有者全員の実印押印・印鑑登録証明書添付が必要です。
- (3) 相続登記未了の申請地については、相続人全員の実印押印・印鑑登録証明書及び、戸籍謄本並びに、相続関係図が必要です。
- (4) 申請書は正本1部申請となります。

### 3. 代理人について

代理人については、平面図・断面図の作成及び座標リストの提出が必要になりますので、土地家屋調査士等の資格を有する方に限ります。

### 4. 立会について

- (1) 立会日は、申請書を受理した日から概ね1ヶ月かかります。
- (2) 立会日が決まりましたら、代理人に連絡しますので、代理人から、申請者、隣接地所有者、対側地所有者等の利害関係人および、自治会長、水利組合長を召集して下さい。
- (3) 当日、立会出来ない関係者がいる場合は、事前、事後に承諾を得ていただくか、再立会となります。
- (4) 代理人は、申請地に関する既明示または、地積測量図等がある場合は、立会日までに再現しておいでください。

### 5. 立会後の処理手順

立会において、協議が成立した場合、本市では次の手順で処理しますので、ご注意下さい。

- (1) 図面1部提出      本市で確認用に提出していただきます。  
↓
- (2) 検図              立会での合意事項に相違ないか、必要な事項が記載されているかどうかなどを確認します（必要があれば、修正をお願いすることがあります）。  
↓
- (3) 確認完了の連絡      本市からの電話にて、図面確認完了の旨、連絡します。  
↓
- (4) 印取り              表紙のない図面のみで2部に印取り（関係者全員の押印）  
↓

(5) 本市へ確定図2部とも提出 A4の左綴じでお願いします。

↓

(6) 市長印押印後1部を交付

## 6. 確定図について

確定図の図面例は別紙のとおりです。

## 7. 確定図の押印について

印鑑は、朱肉を使用して下さい。スタンプインク等は使用しないで下さい。

確定図の押印は、以下のとおりです。

(1) 申請地・・・・・・・・・・実印（個人・法人を問わない）

(2) 隣接地及び対側地・・・・認印

(3) 自治会長・水利組合長・・・職印（公印）

(4) 代理人・・・・・・・・・・職印又は印

共有地の場合

(1) 共有名義の申請地・・・・・・・・共有者全員の実印

(2) 共有名義の隣接地及び対側地・・原則として、共有者全員の認印

相続登記未了地

(1) 相続登記未了の申請地・・・・・・・・相続人全員の実印

(2) 相続登記未了の隣接地及び対側地・・原則として、相続人全員の認印

※戸籍謄本・相続関係図を提出してください。

申請地の所有権移転

確定までに、申請者について所有権移転などの変更が生じた場合、新旧所有者からの地位継承願（実印押印・印鑑登録証明書添付）を提出してください。

## 8. 境界標の設置について

(1) 立会で協議が成立した場合は、原則として、「生駒市コンクリート杭」又は「生駒市プレート」を設置してください。

(2) 「生駒市コンクリート杭」及び「生駒市プレート」は、無料で本市が支給します。

(3) 上記の境界標は、官地に設置してください。

(4) いずれの種類境界標を設置するかについては、本市の指示に従ってください。

## 9. 確定書の交付

関係者全員の印取り終了後、確定図が本市へ提出されたときは、本市が境界標の現地確認を行った後に確定図を交付します。

※申請から確定に至る過程で疑義が発生したときは、すみやかに本市と協議してください。

※生駒市ホームページ (<http://www.city.ikoma.lg.jp>) から次の申請書がダウンロードできます。

公共用地境界明示申請書・公共用地原本証明申請書